

PTA 要覧



小平市立小平第一中学校

東京都小平市仲町 506

(代表) 042-341-0048

(特別支援学級) 042-344-5868

* P T A活動は、学校・生徒・地域の為に活動することを目的としています。署名活動など個人的な活動及び営利目的の勧誘等の活動はできません。

* この冊子は 3 年間使用しますので大切に保管してください。

校歌

勝 承夫 作詞

下総 皖一 作曲

一、心の春の 朝ひらく

すみれよ清き 武蔵野の花

小平一中 夢ある我等

ひばりも歌う 緑の中に

薫る校風 自律の気風

二、つらなる多摩の 丘越えて

ほほえむ富士よ 澄み渡る嶺

小平一中 幸ある我等

変わらぬ誠 たたえて常に

交わす友情 平和の理想

三、希望の光 ふるところ

みなぎる若き 感激の歌

小平一中 たのしき我等

時代の叡智 かがやく窓に

歌え純情 讃えよ母校

目 次

小平第一中学校PTA会則	1
小平第一中学校PTA細則	5
小平第一中学校PTA慶弔規程	7
PTA組織図	8
一中地区ブロック図	9

小平第一中学校 PTA 会則

第 1 章 名称および事務所

第 1 条 本会は小平市立小平第一中学校『PTA』（保護者と教師の会）と称し、事務所を同校内に置く。

所在地 東京都小平市仲町 506

第 2 章 目的・活動

第 2 条 本会は保護者と教師との協力によって、家庭・学校・地域における生徒の福祉増進と本校教育の目的達成および会員相互の親睦と教育向上をはかることを目的とする。

第 3 条 本会はその目的にそって下記の活動を行う。

1. 家庭・学校・地域との連絡を緊密にし災害防止と共に生徒の健全育成に協力する。
2. 学校および地域の教育環境の改善充実をはかる。
3. 民主的な家庭生活および社会生活の水準を高めるため社会教育の振興に協力する。
4. 会員相互の親睦と教育向上のための会合や催し物を行う。
5. その他本会の目的達成に必要と認めた活動を行う。

第 3 章 方針

第 4 条 本会は教育を本旨とする民主団体としての次の方針に従って活動する。

1. 本会は非営利的・非宗教的・非政党的団体であって営利を目的とするいかなる行為をも行わない。
2. 本会および本会役員の名で公私選挙の候補者を推薦しない。
3. 本会は生徒の教育並びに福祉の為に活動する社会的諸団体および機関と協力する。
4. 本会は自主独立のものであっていかなる団体の支配統制干渉も受けない。
5. 本会は教育活動を助ける為に学校並びに関係機関に意見を述べ参考資料を提供することができるが、直接に学校の管理や人事には干渉しない。

第 4 章 会員

第 5 条 本会の会員は小平第一中学校に在籍する生徒の保護者またはこれに代わる人（以下保護者という）と教師とし、会員はすべて平等の権利と義務を持つ。

第5章 会計

第6条 本会の経費は、会費、寄付金および事業収入によりまかなわれる。

第7条 本会の会費は、一世帯月額 100 円（但し 8 月と 3 月は徴収しない）とし、一年分一括納入とする。

第8条 本会の会計は、総会で議決された予算に基づいて行われる。

第9条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第6章 本部役員および会計監査委員

第10条 本会は次の本部役員（以下役員という）および会計監査委員を置く。

但し、小平市立中学校 PTA 連合会の当番校の年度は、役員を増員することができる。

1. 会長 1 名 保護者
2. 副会長 3 名 保護者 2 副校長 1
3. 書記 3 名 保護者 2 教師 1
4. 会計 3 名 保護者 2 教師 1
5. 会計監査委員 2 名 保護者 2

第11条 役員および会計監査委員の任期は 1 年とするが、再選は妨げない。但し、連続して 2 年を越えてはいけませんが、特別な場合はその限りではない。尚、教師の役員についてはこの限りではない。

第12条 役員および会計監査委員の選出方法は、次の通りとする。

1. 役員および会計監査委員の候補者を選出するにあたっては、選考委員会を置く。
2. 選考委員会の構成は、次の通りとする。
 - (1) 1・2 年各学級の中より 1 名選出
 - (2) 教師の中より 1 名選出
3. 選考委員が役員候補者に推薦された場合は、選考委員を辞退する。
4. 選考委員会は、各役員と会計監査委員の候補者を挙げ、総会 7 日前までに全会員に知らせる。
5. 役員候補者および会計監査委員の選出に関する事項は、細則で定める。但し、教師の役員選出は学校側に一任する。

第13条 役員および会計監査委員に欠員が生じた場合は、役員会で候補者を挙げ、運営委員会の承認を得て、兼任または補充することができる。

第14条 役員および会計監査委員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し会務を処理し、総会、運営委員会、常置委員会および特別委員会を招集する。また会長は選考委員会および会計監査委員の集会を除くすべての集会に出席して意見を述べることができる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理をする。
3. 書記は本会活動の重要事項を記録し、各種会合について通知する。
4. 会計は経理を処理し総会に監査を経た決算報告を行う。

5. 会計監査委員は本会の会計を監査し総会に報告する。また会計監査委員は、必要があればいつでも監査することができる。

第7章 集会

第15条 本会の集会は次の通りとする。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 常置委員会（学年委員会・地区委員会・広報委員会）
4. 予算委員会
5. 選考委員会
6. 特別委員会

第8章 総会

第16条 総会は最高の議決機関であり、全会員をもって構成され次の事項を行う。

1. 前年度の事業報告、決算報告の承認
2. 役員および会計監査委員の承認
3. 新年度の予算、事業計画の審議、承認
4. 会則の改正その他重要事項の審議、承認

第17条 定期総会は年1回とし、年度始めに開催し、会長が招集する。臨時総会は運営委員会が必要と認めた時又は会員の5分の1以上の要求のあった場合に開く。総会の日時・場所・議案は7日前までに通知する。

第18条 総会は全会員数の5分の1以上（委任状も含む）をもって成立し、議決は出席者過半数の同意を必要とする。同数の場合は、議長が決定する。

第9章 運営委員会

第19条 運営委員会は次の通りとする。

1. 運営委員会は役員および常置委員会の正・副委員長をもって構成する。
2. 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であって、会長が招集し、委員の2分の1以上をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。又必要に応じ特別委員会を設けることができる。尚、特別委員会は別に細則に定める。
3. 運営委員会は、各委員および役員会により出された事業計画の審議、承認、総会に提出する議案の作成、予算の原案および予算の流用の承認その他会員より委任された事務の処理等を行う。
4. 運営委員会は原則として月1回開かれる。尚、会長または委員の過半数が必要と認めた時は、臨時に開くことができる。

第 10 章 常置委員会およびその任務

第 20 条 常置委員会とは、学年委員会、地区委員会、広報委員会をいう。

1. 学年委員会

学年内ならびに学級相互の連絡をはかり学級より出された意見や希望を取り入れて学年共通の活動に当たる。

2. 地区委員会

各地区内の会員相互の親睦をはかり、地区懇談会等の企画運営に当たり、生徒の健全育成をはかる。

3. 広報委員会

各種広報宣伝活動に当たる。

第 21 条 常置委員会・特別委員会は、その事業計画を運営委員会に諮らなければならない。

第 22 条 常置委員会の構成と委員の選出は別に細則で定める。

第 11 章 校長および役員会

第 23 条 校長は本会のすべての会に出席して意見を述べることができる。

第 24 条 役員会は本会の役員をもって構成され、必要に応じて開く。

第 12 章 会則の改正

第 25 条 本会則は総会の議決を経なければ改正することはできない。

第 26 条 会長は運営委員会の議決を経て、運営について必要な細則を定めることができる。

付則

設立年月日 昭和 47 年 5 月 13 日

本会則は昭和 47 年 5 月 13 日より実施する。

昭和 58 年 5 月 7 日改正

平成 2 年 4 月 21 日改正

平成 4 年 4 月 25 日改正

平成 10 年 11 月 11 日改正

平成 11 年 12 月 4 日改正

平成 22 年 4 月 26 日改正（第 10 条）

平成 29 年 12 月 14 日改正（第 7 条、第 15 条、第 20 条）

平成 30 年 12 月 5 日改正（第 12 条、第 14 条、第 15 条）

令和 3 年 4 月 26 日改正（第 12 条 2.(1)）

令和 6 年 3 月 1 日改正（第 7 条）

小平第一中学校 PTA 細則

第 1 章 役員および会計監査委員候補者の選出

第 1 条 選考委員会は、委員長・副委員長各 1 名、書記を 2 名置く。

第 2 条 役員および会計監査委員候補者の選出方法は、次の通りとする。

1. 選考委員会は 1 年・2 年・I 組会員に PTA 立候補者アンケートを配布し、次年度役員候補者を募る。

会計監査委員の候補者は、前年度の会計担当者とする。但し、本人の希望によりこれを辞退する場合には、推薦を依頼する。尚、前年度会計担当者が会員でない場合（卒業生の保護者）でも、会計監査委員になることは例外として認める。

2. 選出は選考委員会に一任する。

3. 優遇措置

- ・本部役員経験者は、兄弟姉妹も含め免除とする。（平成 25 年度より）
- ・本部役員経験者は、兄弟姉妹も含め各委員会も免除とする。（平成 26 年度より）
- ・各委員会委員長・副委員長経験者は本部役員経験者と同様の優遇措置が適用される。（平成 27 年度より）
- ・各委員会経験者は、その生徒の在学中のみ免除とする。
- ・市中 P 大会実行サークル登録者は、登録年度のみ兄弟姉妹を含め免除とする。

*ただし、本人の了解による再任は妨げない

第 2 章 常置委員会

第 3 条 学年委員会

学年委員会は学年別に組織し、各学級より選出された保護者 2 名の学級委員および各学年教師 1 名をもって構成する。各学級委員の互選により学年別に正・副委員長各 1 名並びに教師 1 名の副委員長を置く。

第 4 条 地区委員会

地区委員会はブロック毎に 5 名ずつ選出された保護者 15 名の地区委員および教師 1 名をもって構成する。ブロック毎にブロック長 1 名を互選し、さらにブロック長の中より委員長 1 名を互選し、その他のブロック長と教師 1 名を副委員長とする。尚、ブロック構成は次の通りとする。

学園ブロック、あかしあブロック、小川・仲町ブロック

地区委員は、各青少年対活動に協力する。

第5条 広報委員会

広報委員会は各学級より選出された保護者1名の広報委員および教師1名をもって構成する。広報委員の互選により正・副委員長各1名並びに教師1名の副委員長を置く。

第3章 その他の委員会

第6条 予算委員会

予算委員会は、役員および常置委員会委員長をもって構成し、次年度予算の原案作成に当たる。委員長欠席の場合は、副委員長が代行することができる。

第7条 選考委員会

本会則第12条による。

第8条 特別委員会

運営委員会でその任務・構成及び予算を討議して発足する。

第9条 選考委員会・特別委員会の委員長は、必要に応じて運営委員会に出席し、報告することができる。また、運営委員会の要請により、選考委員会・特別委員会の報告をしなければならない。

第10条 市中P大会実行サークル（卓球・バレーボール）

保護者会員は希望によりサークルに登録する事ができる。サークル活動の主な目的は小平市中学校PTA親睦大会の開催準備及び出場である。

よってサークル登録者は、その目的のために年間を通じて大会開催準備や練習に参加し、サークル登録者同士ならびに他校との親睦を深める活動をする。

各サークル代表者は、運営委員会で活動報告をする。

第4章 改正

第11条 本細則は、運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成より改正することができる。但し、改正案は運営委員会の7日前までに全運営委員に通知しなければならない。

(付則)

平成22年2月5日改正（第2条）

平成28年2月4日改正（第2条）

平成28年9月13日改正（第2条）

平成29年12月14日改正（第2章・第5条～第10条）

平成30年12月5日改正（第1条、第2条、第7条、第9条）

令和3年2月9日改正（第1章・第1条、第2条、第3章・第10条）

小平第一中学校 PTA 慶弔規程

第 1 章 総則

第 1 条 小平第一中学校 PTA 運営委員会は、生徒・PTA 会員及びその他の職員の慶弔に関する本規程を定める。

第 2 章 生徒・保護者会員に関する事項

第 2 条 生徒、保護者会員死亡の場合、弔慰金として 5,000 円を贈る。

第 3 条 生徒が災害を受けた時は、本部役員会にて協議の上、見舞金 3,000 円を贈る。

第 4 条 部活動において、生徒が関東大会・全国大会（またはそれに準ずる大会）出場の場合、祝い金団体 5,000 円、個人 3,000 円を所属部へ贈る。

第 3 章 教師会員及びその他の職員に関する事項

第 5 条 教師会員死亡の場合、弔慰金 5,000 円と生花 1 基を贈り、その他の職員死亡の場合、弔慰金 5,000 円を贈る。

第 6 条 教師会員の配偶者、両親及び配偶者の両親、子死亡の場合、弔慰金 3,000 円を贈る。

第 7 条 教師会員が災害を受けた時は、本部役員会にて協議の上、見舞金 3,000 円を贈る。

第 4 章 改正

第 8 条 本規程に定めなき事項、並びに規程の変更は、運営委員会の承認を得なければならない。

第 9 条 この規程は昭和 47 年 5 月 13 日より適用する。

(付則)

昭和 63 年 4 月 23 日改正

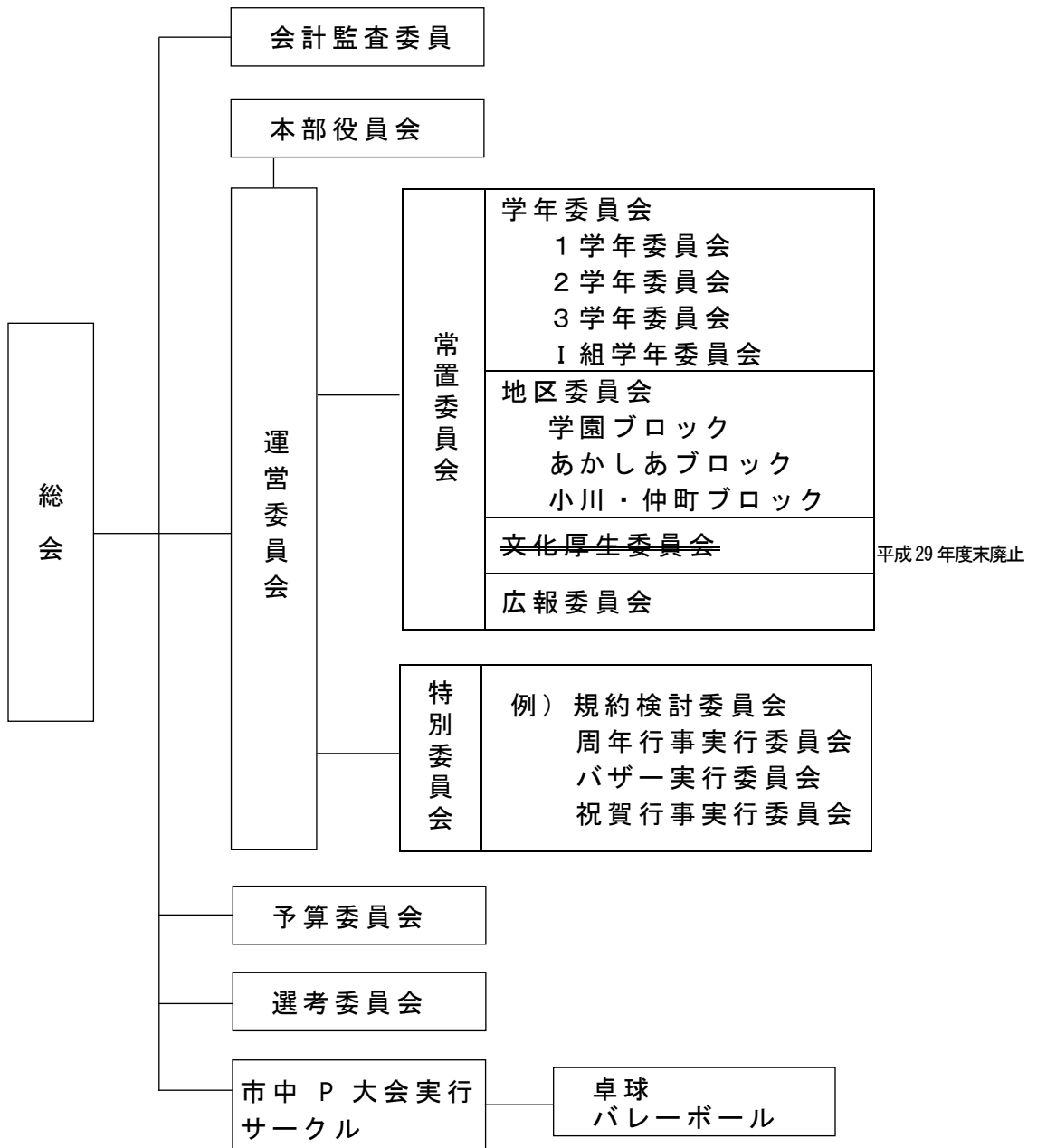
平成 2 年 4 月 21 日改正

平成 11 年 12 月 4 日改正

平成 22 年 7 月 8 日改正（第 4 条、第 5 条）

平成 24 年 8 月 8 日改正（第 1 条、第 4 条）

PTA組織図



※PTA 関連団体

~~東京都公立中学校 PTA 協議会 (略称 都中 P) H14 脱会~~
~~北多摩中部公立中学校 PTA 協議会 (略称 都中 P) H14 解散~~
~~小平市立中学校 PTA 連合会 (略称：市中 P) R05 解散~~

一中地区ブロック図

※区割りは避難訓練に使用します。

